



Logistics Services



Total Car Services

車社会に 夢・豊かさ・安心を  
Providing Dreams, Comfort, and Security  
for the car oriented lifestyle



Information Services



Staffing Services

# 第51回

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月22日（水曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

**場所** 名古屋市中区錦三丁目11番13号  
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する  
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9368/>



 **キムラユニティー株式会社**

証券コード：9368

## 経営理念

「会社はお客様のためにあり  
社員とともに会社は栄える」

## 経営姿勢

1. 顧客価値の実現
2. 収益基盤の強化
3. 人と組織の活力の向上
4. 環境との調和と社会的責任の履行

## 目次

	(頁)		(頁)
■ 経営理念・経営姿勢	1	損益計算書	40
■ 株主の皆様へ	2	連結計算書類に係る会計監査報告	41
■ 株主総会招集ご通知	3	計算書類に係る会計監査報告	42
■ 株主総会参考書類	7	監査役会の監査報告	43
■ 添付書類		■ ご参考	
事業報告	19	株主アンケートについて	44
連結貸借対照表	37	株主メモ・お知らせ・株主優待制度	45
連結損益計算書	38		
貸借対照表	39		

## － 株主の皆様へ －

# 中期経営計画2023の実現と 新たな価値創造、 更なるステークホルダー重視経営の実現へ



代表取締役社長 成瀬茂広

株主の皆様におかれましては、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

2021年6月に代表取締役社長に就任して以来、現在実行中であります「中期経営計画2023」の実現と更なるステークホルダー重視経営の実現を念頭に様々な取り組みを展開実施してまいりました。具体的には10月には自己株式の取得に加え、2022年1月には株主の皆様への継続的な安定配当の実施を基本としつつ、内部留保の充実に留意しながら、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、12円増配の予定を公表いたしました。

また、以前よりCSR推進活動に取り組んでおりましたが、SDGsについても重要な経営課題であると認識し、今期より更に取り組み強化を図り、全社横断的な活動として「サステナビリティ委員会」を発足し、従業員一人ひとりが自ら考え、自分たちの仕事をSDGsと紐づける活動も実施してまいりました。

このような取り組みを行いながら、元より大切にしてきた現場での地道な活動を貫き、売上・利益において過去最高を達成することができました。（詳細は、19頁をご覧ください。）

今後も物流、自動車、情報、人材で構成される複合的サービスの強みを最大限に発揮し、お客様のお困りごとやニーズにキムラユニティグループ全体で取り組み、お客様への「お役立ち度」の向上や更なる価値の創造を実現する「お客様第一」の活動を展開し、皆様のご期待にお応えすべく努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

**第51回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月22日（水曜日）午前10時	
<b>2 場 所</b>	名古屋市中区錦三丁目11番13号 ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)	
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol>
	<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場等が変更となる場合があります。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトをご確認くださいようお願いいたします。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  2. 連結株主資本等変動計算書
  3. 連結注記表
  4. 株主資本等変動計算書
  5. 個別注記表

**当社ウェブサイト (<https://www.kimura-unity.co.jp/>)**

## 新型コロナウイルス感染症防止への対策について

### <株主の皆様へのお願い>

- ・ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見送ることもご検討ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
- ・会場入り口にて非接触型検温器を設置いたします。発熱が確認された方は入場をお断りすることがございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。  
また、ご体調が芳しくないと見受けられる株主様には運営スタッフからお声掛けさせていただきます。
- ・会場内では、感染リスク低減のため、株主様のお座席は間隔を空けて配置いたします。余裕をもってお座りいただくようお願いいたします。
- ・座席数を上回るご来場の場合は、入場数を制限し、入場をお断りすることがございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・議決権行使につきましては書面（郵送）又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

### <当社の対応>

- ・登壇役員及び運営スタッフはマスクを着用させてご対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・お土産のご用意はございません。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

**当社ウェブサイト (<https://www.kimura-unity.co.jp/>)**



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月22日(水曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)



**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後5時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○


切取欄

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	第2号議案	第4号議案
-------	-------	-------

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

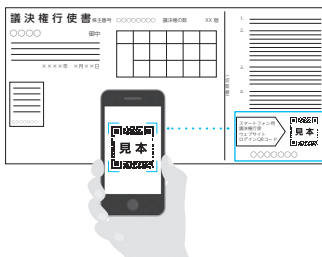


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

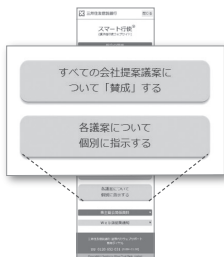
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

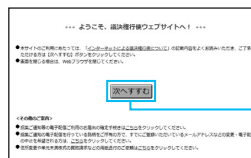
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

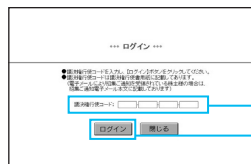
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

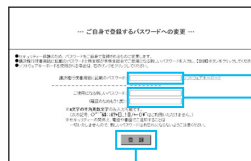
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当社の配当政策に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。中間配当として1株につき20円お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき52円となります。これにより、前年度の年間配当と比較し、12円の増配となります。

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 <b>32円</b> 総 額 <b>375,944,032円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月23日

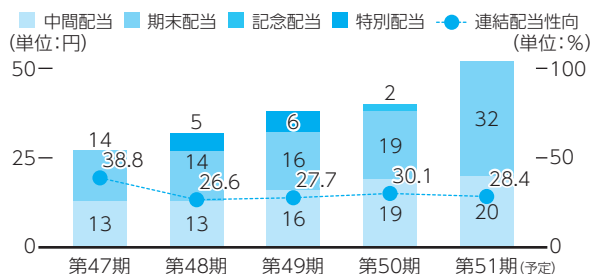
### 【ご参考】

#### 配当政策

当社の利益配分につきましては、企業体質強化と今後の積極的な事業展開に備えるため、継続的な安定配当の実施を基本としつつ、内部留保の充実に留意し、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、配当政策を決定しております。

また、これまでの財務基盤の強化や継続的な安定配当の姿勢からより重点分野への積極的投資や還元の上昇に努め、これまで以上にステークホルダー重視の経営を行ってまいります。

#### 配当金の推移





## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削 除)
<p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="798 160 898 182"><u>(附 則)</u></p> <p data-bbox="889 193 1381 470"><u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="843 480 1381 613">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="843 624 1381 715">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第3号議案

## 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施する中で1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況 (2021年度)
1	きむら ゆきお 木村 幸夫	再任	代表取締役会長	14/14回 100%
2	なるせ しげひろ 成瀬 茂広	再任	代表取締役社長	14/14回 100%
3	きのした たけし 木下 毅司	再任	取締役副社長 グループ生産・安全・品質担当、LS事業本部長、SQ推進本部長、IS事業部担当、LS事業本部 海外事業室担当	14/14回 100%
4	こやま ゆきひろ 小山 幸弘	再任	取締役副社長 管理本部長、企画・管理推進本部長、女性活躍推進担当、KIMURA, INC. CEO	14/14回 100%
5	いいなが こういち 飯永 晃一	再任	常務取締役 TCS事業本部長、TCS事業本部 TCS総括部担当	14/14回 100%
6	きむら ただあき 木村 忠昭	再任	取締役	14/14回 100%
7	ひらの よしのり 平野 善得	再任 社外 独立	社外取締役	14/14回 100%
8	えやま じゅん 江山 純	再任 社外 独立	社外取締役	10/11回 91%

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

きむら ゆきお  
木村 幸夫

(1951年12月14日生)

再任



所有する当社の株式数  
348,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年10月 当社取締役  
1991年 4月 当社代表取締役専務  
1991年 6月 当社代表取締役社長  
2016年 4月 当社代表取締役会長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

木村幸夫氏は、長年に亘り、当社グループを拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なるせ しげひろ  
成瀬 茂広

(1960年8月30日生)

再任



所有する当社の株式数  
13,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 トヨタ自動車(株)入社  
2010年 8月 トヨタ自動車(株)生産部品物流部部长  
2015年 1月 トヨタ自動車(株)物流管理部部長  
2016年 1月 トヨタ自動車(株)サービスパーツ物流部部长  
2019年 3月 当社顧問  
2019年 6月 当社常務取締役  
2020年 6月 当社取締役副社長  
2021年 6月 当社代表取締役社長  
現在に至る

取締役候補者とした理由

成瀬茂広氏は、当社グループを拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

きのした たけし  
木下 毅司

(1959年3月6日生)

再任



所有する当社の株式数  
7,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年 4月 当社執行役員  
2017年 6月 当社取締役  
2020年 6月 当社常務取締役  
2021年 6月 当社取締役副社長  
2022年 4月 当社取締役社長  
グループ生産・安全・品質担当、LS事業本部長、SQ推進本部長、IS事業部担当、LS事業本部 海外事業室担当  
現在に至る

取締役候補者とした理由

木下毅司氏は、長年に亘り、物流サービス事業を拡大・牽引するとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 こやま ゆきひろ  
**小山 幸弘** (1958年12月18日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年 4月 当社執行役員  
2014年 6月 当社取締役  
2018年 6月 当社常務取締役  
2020年 6月 当社専務取締役  
2021年 6月 当社取締役副社長  
管理本部長、企画・管理推進本部長、  
女性活躍推進担当  
現在に至る

[重要な兼職の状況]  
K IMURA, INC. CEO

所有する当社の株式数  
17,500株

取締役候補者とした理由

小山幸弘氏は、長年に亘り、財務、法務、人事や管理全般に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 5 いいなが こういち  
**飯永 晃一** (1959年6月24日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災  
保険(株)) 入社  
2010年 7月 当社入社、TCS事業本部総括部主査  
2011年 4月 当社執行役員  
2018年 6月 当社取締役  
2021年 6月 当社常務取締役  
TCS事業本部長、TCS事業本部  
TCS総括部担当  
現在に至る

所有する当社の株式数  
12,600株

取締役候補者とした理由

飯永晃一氏は、長年に亘り、自動車サービス事業に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 6 きむら ただあき  
**木村 忠昭** (1980年11月5日生)

再任



略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2004年 4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人ト  
ーマツ) 入所  
2007年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人ト  
ーマツ) 退所  
2008年 1月 株式会社アドライト 代表取締役CEO (現任)  
2008年 5月 公認会計士登録  
2020年 6月 当社取締役  
現在に至る

所有する当社の株式数  
41,900株

取締役候補者とした理由

木村忠昭氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び会社経営に関する高い見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見は、今後の当社のグループ経営に必要不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 7 ひらの 平野 よしのり 善得 (1952年2月2日生)



所有する当社の株式数  
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年 11月	監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1982年 3月	公認会計士登録
1995年 6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2013年 10月	有限責任監査法人トーマツ執行役員（中京エリア統括）
2015年 9月	有限責任監査法人トーマツ退所
2015年 10月	公認会計士平野善得事務所開設
2017年 6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平野善得氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

また、同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に各事業に係る収益や投資案件について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 8 えやま 江山 じゅん 純 (1961年11月12日生)



所有する当社の株式数  
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	豊田通商(株)入社
2007年 4月	豊田通商(株)海外事業部 海外事業1グループリーダー（部長級）
2008年 4月	豊田通商(株)海外事業企画部長
2009年 6月	豊田通商インドネシア 社長
2012年 4月	豊田通商(株)執行役員
2017年 4月	豊田通商(株)常務執行役員
2019年 4月	豊田通商(株)グローバル部品・ロジスティクス本部CEO
2021年 6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江山 純氏は、長年に亘り、豊田通商株式会社において国内外で経営に携わるとともに、取締役会における積極的な発言、経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など、取締役としての適切な役割を果たしております。

また、同社との関係の強化や同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知見を活かして、特に物流サービス事業の事業戦略について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監視機能の強化をいただくことを期待したためであります。

上記の理由により、今後の当社のグループ経営に必要不可欠であり、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。

(注1) 取締役候補者の木村忠昭氏はアドライト株式会社の代表取締役CEOを兼務し、当社は同社とコンサルティング契約を行うことを2021年4月の取締役会で決議しております。上記以外に各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 平野善得氏及び江山純氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 平野善得氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

(注4) 江山純氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注5) 当社は、平野善得氏及び江山純氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が取締役者に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の33頁に記載のとおりであります。各取締役候補者が選任されますと当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(注7) 当社は、平野善得氏及び江山純氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(注8) I S：インフォメーションサービスの略です。

S Q：セーフティー&クオリティー（安全・品質）の略です。

L S：ロジスティクスサービスの略です。

T C S：トータルカーサービスの略です。



## (ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

キムラユニティー株式会社（以下、「当社」という。）は、合理的に可能な範囲で調査した結果、当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）又は社外役員候補者が以下に定める項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（\*）であった者

（\*）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

2. 当社グループを主要な取引先（\*）とする者もしくはその業務執行者及び当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者

（\*）主要な取引先とは、直近の事業年度における当社グループとの取引の支払額又は受取額が当社グループ又は相手方の年間連結売上高の5%以上の取引先をいう。なお、直近の事業年度末における当社の連結総資産の5%以上の額を当社に融資している金融機関等もしくはその業務執行者を含む。

3. 当社の大株主（\*）もしくはその業務執行者及び当社グループが大株主である会社の業務執行者

（\*）大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を保有する者をいう。

4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（\*）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

（\*）多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。なお、法人又は組合等の団体である場合は、当社グループの年間連結売上高の5%以上とする。

5. 当社グループから多額の寄付（\*）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

（\*）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上をいう。なお、法人又は組合等の団体である場合は、当社グループの年間連結売上高の5%以上とする。

6. 当社グループとの間で社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

7. 最近3年間に於いて、上記2から6までの項目に該当する者

8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（重要な者（\*）に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族

（\*）重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び重要な使用人並びに同等の重要性を持つと客観的に合理的に判断される者をいう。

9. 社外役員としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるおそれのある事由又は当該判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係を有する者

10. 上記1から8までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が判断する者については、独立性を有する社外役員としてふさわしいと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。

## (ご参考) 役員スキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認された場合、各取締役及び監査役に特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

役職名	区分	氏名	企業 経営	生産 技術 製造	営業 ・ マー ケ ティ ング	財務 会計	法務	IT ・ DX	グロー バル 経験	人事 労務
取締役	社内	木村 幸夫	○	○	○				○	
		成瀬 茂広	○	○			○	○		
		木下 毅司	○	○	○			○		
		小山 幸弘	○			○	○			○
		飯永 晃一	○		○			○		○
		木村 忠昭	○		○	○		○		
	社外	平野 善得	○			○	○			
	江山 純	○	○				○			
監査役	社内	吉村 真	○				○		○	
	社外	堀口 久					○			
		小野田 誓				○				
		安井 秀樹				○				

項目	概要
企業経営	持続的な成長戦略の実現には、豊富なマネジメント経験・経営実績が必要である。
生産技術製造	安全・安心・コンプライアンスの徹底は企業存続の生命線であり、それらを徹底し、絶え間ない改善を行うためには、生産品質・生産技術分野での確かな知識・経験が必要である。
営業・マーケティング	持続的な成長には、お客様のニーズを把握する必要がある、それらを推進する確かな知識・経験が必要である。
財務会計	正確な財務報告はもちろん、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
法務	適切なガバナンス体制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野で確かな知識・経験が必要である。
IT・DX	今後の企業成長には、IT・DXによる企業革新は必要不可欠であり、更なる発展を遂げるためこれらの知識・経験が必要である。
グローバル経験	国際事業の成長戦略の策定及び経営監督のためには、海外での事業マネジメント経験や海外の生活文化・事業環境等の豊富な知識・経験が必要である。
人事労務	当社の事業を展開する上で、従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定が必要であり、ダイバーシティの推進を含む人材開発分野での確かな知識・経験が必要である。

## 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の当社第28回定時株主総会において、年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の金銭報酬の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は4.8%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.8%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、1992年3月31日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告34頁に記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、その内容を改定する予定です。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数57,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始

日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や変異株による断続的な感染再拡大を繰り返しながらも、ワクチン接種等の感染拡大防止策の促進等により状況が徐々に緩和されつつあり、日本国内の景気が持ち直していくことが期待される状況となっております。一方海外では、ウクライナ情勢、原材料価格の上昇、米国をはじめとする世界各国の経済・金融政策や為替の動向、新型コロナウイルス感染症の再拡大等による様々な影響を注視する必要ある状況であり、国内外ともに依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループと関係の深い自動車業界におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の世界的な進展により回復段階にあり、業界全体で平時に向かっていくと期待されていたものの、車載用半導体不足や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う部品調達停滞の影響による生産台数調整という厳しい状況に加え、2016年より話題であった「CASE」というテーマが「脱炭素化」や「デジタル化」により一段進展する等、先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような環境の中で当社グループにおきましては、「中期経営計画2023」達成に向け、現場第一線による経営スピードの向上を図る「全員参画によるOne Team経営」を展開し、推進してまいりました。当期の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、物流サービス事業における主要顧客からの受注量の増加等により、売上高は570億82百万円（前期比10.2%増収）となりました。営業利益は、主力事業である物流サービス事業の増収の影響も大きく、29億38百万円（前期比20.7%増益）、経常利益は、36億70百万円（前期比30.5%増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、21億81百万円（前期比36.0%増益）となりました。

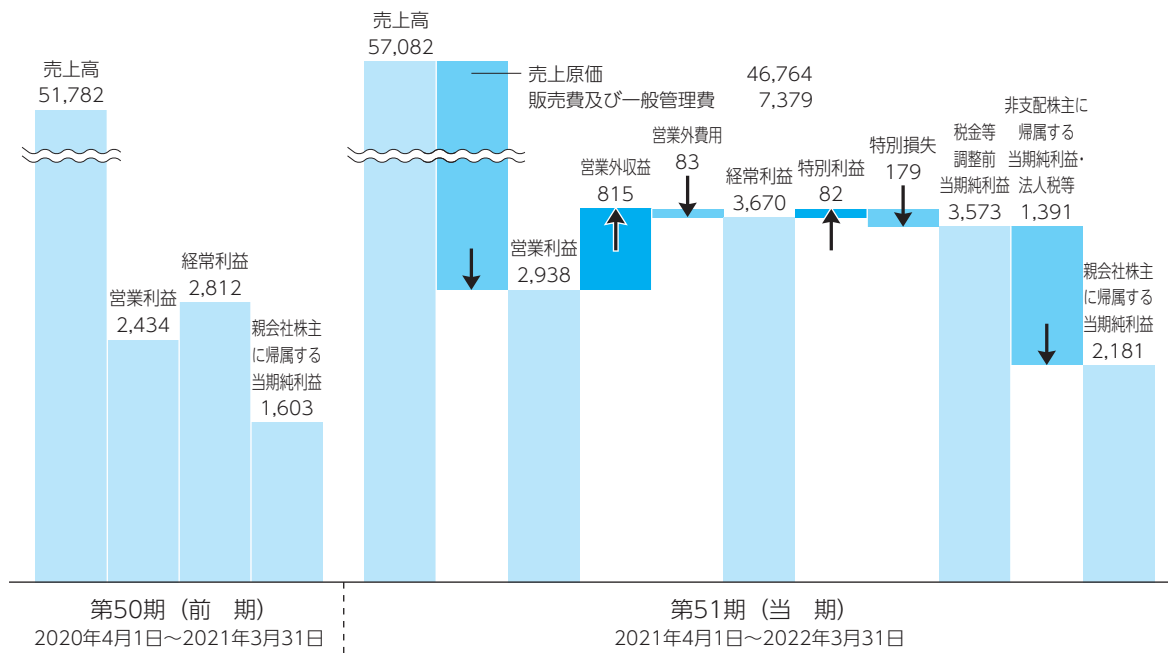


## 【ご参考】 キムラユニティグループの業績

	第50期 (前 期)	第51期 (当 期)	増 減 額	増 減 比
売上高	517億82百万円	570億82百万円	52億99百万円	10.2%増
営業利益	24億34百万円	29億38百万円	5億3百万円	20.7%増
経常利益	28億12百万円	36億70百万円	8億57百万円	30.5%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	16億3百万円	21億81百万円	5億77百万円	36.0%増

### ■ 連結損益計算書の概要

(単位:百万円)



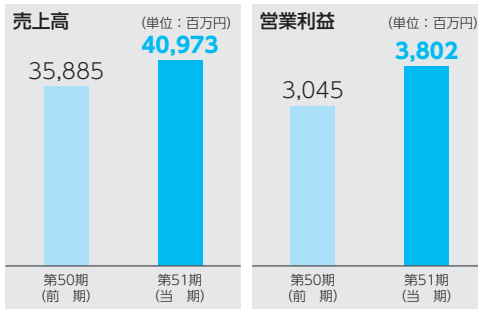
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

### 物流サービス事業

売上高は、国内外を含め新型コロナウイルス感染症の影響や車載用半導体不足等による生産台数調整の影響はありましたが、包装事業及び格納器具事業において、主要顧客からの受注量の増加等もあり、409億73百万円（前期比14.2%増収）となりました。

営業利益は格納器具事業において材料費の高騰による影響はありましたが、現場第一線での収益改善の進展もあり、38億2百万円（前期比24.8%増益）となりました。

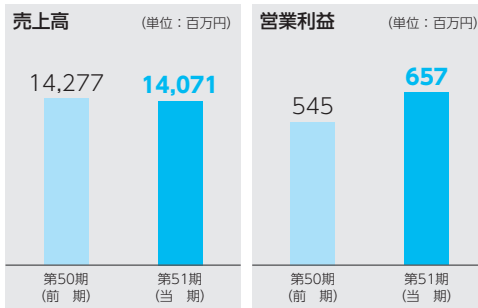
### 【ご参考】



### 自動車サービス事業

売上高は、車両整備事業におけるメンテナンス契約台数の増加等はありませんでしたが、車両販売事業における販売台数の減少等により、140億71百万円（前期比1.4%減収）となりました。

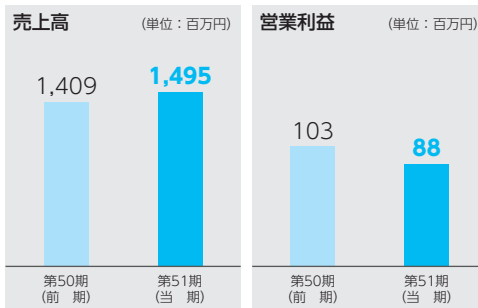
営業利益は原価改善効果等により6億57百万円（前期比20.6%増益）となりました。



### 情報サービス事業

売上高は、主要顧客からの受注回復等により、14億95百万円（前期比6.1%増収）となりました。

営業利益は原価率悪化の影響等により、88百万円（前期比14.3%減益）となりました。

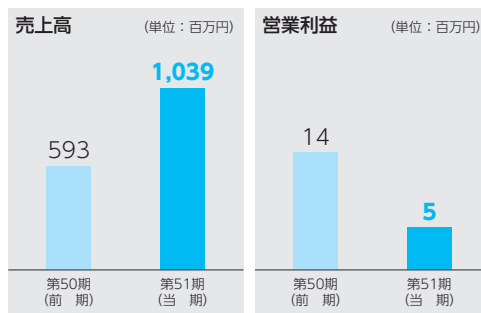


### 人材サービス事業

売上高は、市場の人材獲得競争の中、エリア貢献の拡販（中部圏、関東圏、関西圏への展開）実現に向けて積極的な拡販活動や新規顧客の獲得に注力したこと等により、10億39百万円（前期比75.0%増収）となりました。

営業利益は中部営業所及び関東営業所での派遣人件費の増加や営業所新設費用等により、5百万円（前期比61.6%減益）となりました。

### 【ご参考】

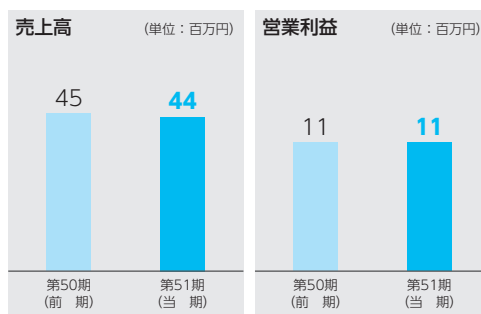


### その他サービス事業

その他サービス事業として太陽光発電による売電事業を行っております。

売上高は、44百万円（前期比2.7%減収）となりました。

営業利益は、11百万円（前期比1.8%増益）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は12億20百万円であり、その主なものは、IT投資、中国子会社の物流器材、作業用台車等であります。

### (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、経常的な資金調達のみで特記すべき事項はございません。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期別	第48期	第49期	第50期	第51期 (当 期)
		2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	(百万円)	52,819	54,309	51,782	57,082
経常利益	(百万円)	2,433	2,754	2,812	3,670
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,451	1,657	1,603	2,181
1株当たり当期純利益	(円)	120.27	137.33	132.86	182.96
総資産	(百万円)	51,615	52,561	54,061	56,024
純資産	(百万円)	28,523	28,763	30,736	33,519

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期別	第48期	第49期	第50期	第51期 (当 期)
		2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	(百万円)	42,419	43,080	43,165	46,495
経常利益	(百万円)	1,890	2,469	2,286	2,750
当期純利益	(百万円)	1,246	1,592	1,457	1,813
1株当たり当期純利益	(円)	103.29	131.93	120.78	152.09
総資産	(百万円)	45,914	46,743	48,488	48,570
純資産	(百万円)	25,367	26,410	27,813	29,007

## (5) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
ビジネスピープル株式会社	95,000千円	100.0%	人材サービス事業
株式会社スーパージャンボ	10,000千円	100.0%	自動車サービス事業
KIMURA, INC.	20,000千ドル	100.0%	物流サービス事業
天津木村進和物流有限公司	85,000千円	89.7%	物流サービス事業
広州広汽木村進和倉庫有限公司	15,000千ドル	59.3%	物流サービス事業

## (6) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大は、国内及び国外における社会生活や経済活動に依然として大きな影響を及ぼすと考えております。また、期終盤で発生したウクライナ問題による地政学リスクの更なる高まりにより、市場を取り巻く環境はこれまで以上に不透明な状況が予想されております。

このような経営環境の中ではありませんが、当社グループは、2024年3月期を最終年度とする「中期経営計画2023」の達成に向けて、「全員参画によるOne Team経営」を推進し、強くて（目標を達成する力）やさしい企業風土（人に寄添い、プラス思考で主体性とスピード感を持った風土）への取り組みを展開してまいります。

### 【中期グループ基本戦略】

各事業分野において、IT化やDX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組みを強化し、業務の効率化やマーケティングへの活用推進と、それぞれの領域を超えた「自立」と「One Team」のグループ経営・事業部経営による相乗効果により、更なる成長戦略につなげてまいります。

物流サービス事業：

- 「物流サービス+IT」で、既存事業の基盤強化により、更なる発展及び発展の準備
- 「物流サービス+人材サービス」で、グループ（子会社との連携）としての新しい価値を創造
- 物流IT・ロボットへの研究開発投資で、次世代の物流サービス・商品の開発力を向上

自動車サービス事業：

- 「安全・安心の自動車サービス+エリア+IT」で、既存拠点を中心としたエリアマーケティングの強化と新たな価値で顧客貢献し拡販

情報サービス事業：

- 「IT+物流サービス」で、新しいノウハウの蓄積による「物流サービス事業」中心にオペレーション機能を牽引

人材サービス事業：

- 物流サービス事業の基盤となる人材面での貢献強化とグループ一体となった拡販による経営基盤の強化

### 【2022年度（第52期）キムラユニティグループ方針】

2022年度は、「年輪経営（増収増益）を着実に遂行」し、『皆が「正常進化」を着実に遂げるー現状に甘んじることの否定ー』をグループ方針に掲げています。

これまで築いてきた「全員参画によるOne Team経営」をベースに、現状に甘んじることなく、更なるお客様への貢献に向けて、自らを変えられることができる「正常進化」こそ、大きな飛躍を狙う中期経営計画2023の達成に不可欠だと考えています。

### 【2022年度（第52期）重点実施事項】

当社グループ方針達成のために以下を重点実施事項と定め、取り組んでまいります。

#### 1. IT化・DXの取り組みを強力推進

グループ方針の「正常進化」のポイントとして、「DX」を強力に推進してまいります。特に重視しているのは、「X（トランスフォーメーション）」つまり仕事の考え方・やり方を変えることであり、その手段として、「D（デジタル）」を活用してまいります。

この取り組みでは、情報サービス事業を核とし、各事業と情報サービス事業が緊密に連携し、「X（トランスフォーメーション）」を強力に推進し、お客様のニーズを的確に捉えてオペレーションに精通したメンバーが意志を込めて変えていくことで、以下のアウトプットを生み出していくことを狙いととしています。

- 物流サービス事業 : 人を活かす改善力と情報サービス事業を核とした「IT」＋「物流オペレーション」の標準化と展開によるお客様への提案力の強化に加え、人材サービス事業と一体となって中部圏、関東圏、関西圏を中心としたエリア戦略の強化を図ってまいります。
- 自動車サービス事業 : デジタル技術とサービスを掛け合わせた新たな価値の創造と自社工場を核とした三位一体のサービス提供（サービス・営業・アシスタント）により、「車社会の夢・豊かさ・安心」の実現に貢献してまいります。
- 間接部門 : 「現場への貢献、採算に直結する業務への転換」と「間接コスト削減」の両立を実現するため、働く従業員がやりがい、働きがいを持てる企業風土改革を更に推進してまいります。

#### 2. キムラユニティグループの価値をSDGs目線で

今やSDGsはグローバルスタンダードになりつつあり、更に今後ステークホルダーの皆様からSDGsの視点で評価されると考えております。

そのために、「今、社会にどう貢献できているのか」、そして「今後、更にどう貢献しようとしているのか」ということを改めてSDGs目線で再定義し、「キムラユニティに仕事を任せたい」「キムラユニティの現場で働きたい」と、ステークホルダーの皆様から選ばれる取り組みを推進してまいります。



なお、各事業における当面の課題は次のとおりであります。

### ① 物流サービス事業

物流サービス事業は、「人」が最も重要な経営資源のひとつであり、事業の継続・発展のカギとなるため、働きやすい職場づくりに取り組むとともに、採用力・定着率の強化とリーダーを中心とした人財育成、さらには現場力の強化を行いながら、お客様だけでなく従業員の満足度・貢献度も追求してまいります。成長していく全従業員がOne Teamとなり、お客様の立場に立ち、お客様の課題・お困り事にお応えするとともに、現場と営業が一体となったカーボンニュートラル等に関する提案を含めたさまざまな提案活動を展開し、業績の確保を図ってまいります。

また、「物流サービス＋IT」をベースとし、情報サービス事業・人材サービス事業との更なる連携強化を図り、エリア単位での拡販活動を推進してまいります。

さらに、SDGsへの取り組み、研究開発やDXの展開を進め、将来にわたりお客様からも従業員からも選ばれる企業となるよう、活動を進めてまいります。

### ② 自動車サービス事業

全国で車両を利用する法人のお客様には、「人・組織・車両」を管理するシステム「KIBACO」によるカーマネジメントサービス、地域の法人・個人のお客様には、自社整備工場を核としたリースや保険、整備の各サービスにて、安全・安心やコスト削減などを実現する価値を、営業と現場が一体となってお客様に寄添い提供する事により、お客様のお困り事やニーズにお応えするとともに、拡販活動を推進してまいります。

また、「車両の所有から利用へ」と変化する世の中において、「KIBACO」のDX推進、自社整備工場を中心に「EV車や高度化する次世代自動車」への対応強化に取り組み、お客様への更なる価値提供を推進するとともに、CASE・MaaSなどによる新しいモビリティ社会の実現に貢献してまいります。

これらの課題への取り組みを通じて、事業基盤の強化・安定を図り、次なる成長路線に繋げるため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(注1) 当社は、「人」が最も重要な経営資源であり、すべてのサービスを通じて「人」のスキル・ノウハウ・モチベーション等に支えられていると考えておりますので、「人材」と「人財」の表現を使い分けております。

### ③ 情報サービス事業

物流サービス事業との連携を強化し、「IT＋物流サービス」のソリューション提案活動を推進して新規顧客獲得を目指すとともに既存顧客の新規分野への参入等これまでのサービスの深耕を積極的な展開活動で拡販してまいります。更に、人と組織の持続的成長を促すため新技術の研究・導入と業務の効率化及び全社に貢献するシステム開発を通して人財育成に繋げてまいります。

また、情報の機密性、完全性、可用性の強化を行い常に安心・安全な情報セキュリティ環境構築に取り組んでまいります。

### ④ 人材サービス事業

物流サービス事業との連携による相乗効果を通じて、人財を生かしたお客様への価値提供を行い、国内子会社ビジネスピープル株式会社とともにキムラユニティグループ全体でタイムリーかつスピーディーな人財戦略を展開するため、関東・中部・関西における採用強化や営業展開を推進するとともに、人財戦略のパートナーとしてグループ価値の向上と地域貢献に取り組んでまいります。

## (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

セグメント	事業内容
物流サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・包装事業は、当社グループ及び顧客の物流センター内で主に自動車補修部品等の出入庫作業、包装作業及び梱包作業を行っております。</li><li>・格納器具製品事業は、鉄製及び木製のパレット、コンテナ等格納器具及び台車等の運搬具の製造を行っております。</li></ul>
自動車サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両リース事業は、主に法人を対象として車両整備、自動車保険、交通防災サービス等をセットにしたフルメンテナンスの自動車リースの販売を行っております。</li><li>・車両整備事業は、軽自動車からトラック、フォークリフトまであらゆる車両の車検、定期点検、一般修理、钣金及び塗装等を行うほか、当社グループ及び当社以外のリース会社のリース車のメンテナンス受託を行っております。</li><li>・自動車販売事業は、新車、中古車の販売及び当社の車両リース事業のリース契約満了車の処分を行っております。</li><li>・カー用品販売事業は、タイヤ、ホイール、オーディオ、カーナビゲーション、モータースポーツ用品等の販売を行っております。</li><li>・保険代理店事業等は、損害保険及び生命保険の募集を行うほか、自動車関連の総合サービス事業の一環として、交通防災サービス事業及び駐車場事業を行っております。</li></ul>
情報サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・物流サービス事業及び自動車サービス事業の業務ノウハウを活かしたシステム開発、包括保守及びネットワーク関連サービスを行っております。</li></ul>
人材サービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材派遣サービス、アウトソーシングサービス、スキル育成サービス等の総合人材サービスを行っております。</li></ul>

## (8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

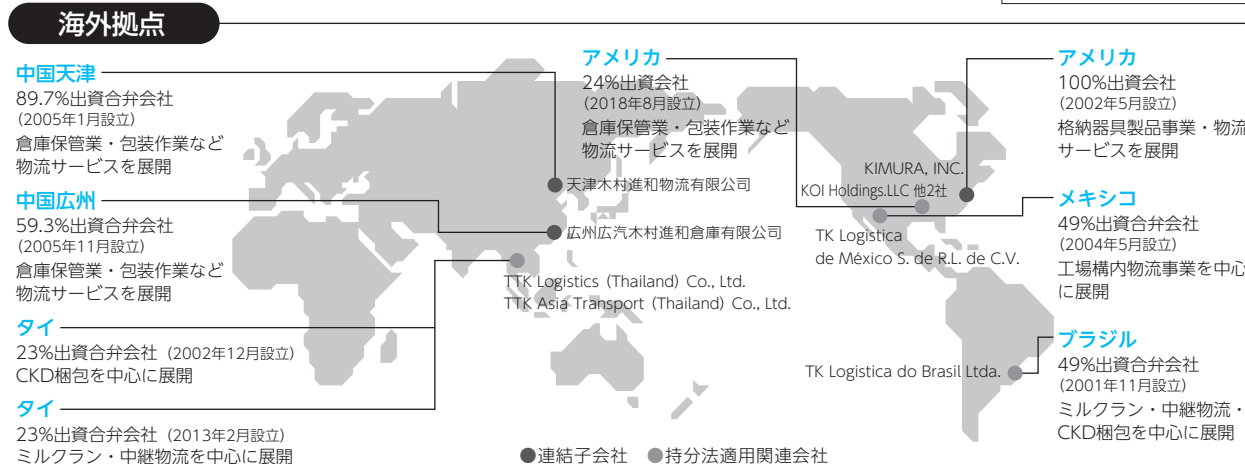
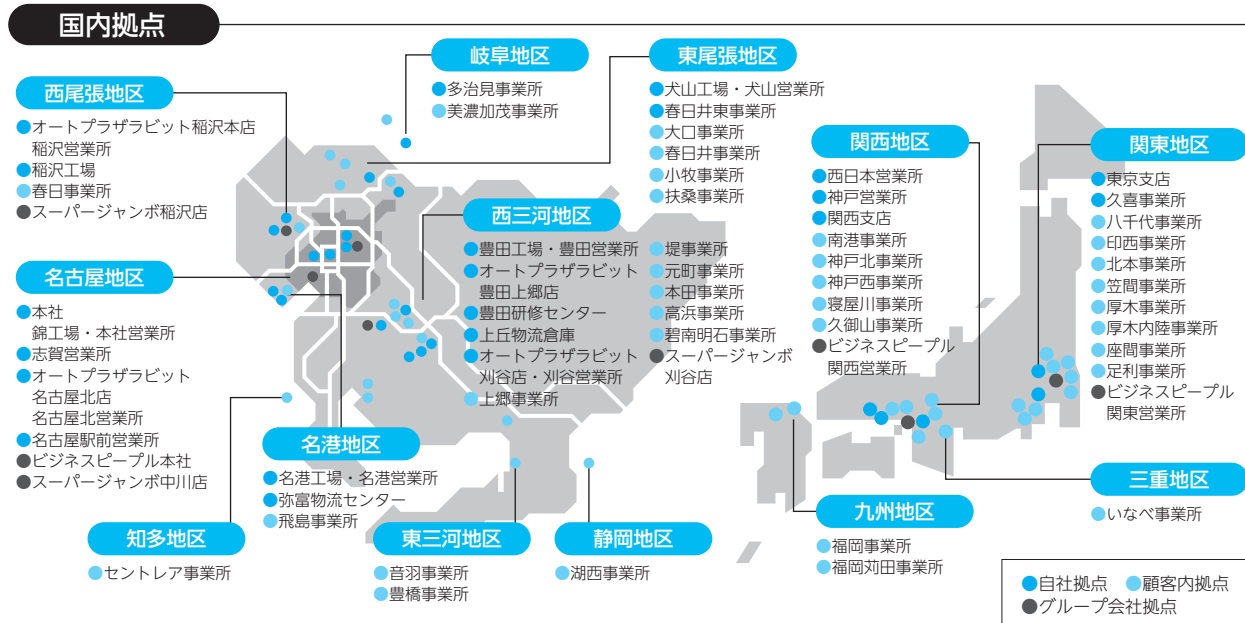
### ① 当社

本店	名古屋市中区錦三丁目8番32号
営業所	本社営業所、志賀営業所、名古屋北営業所、稲沢営業所、犬山営業所、名港営業所、豊田営業所、刈谷営業所、東京支店、西日本営業所、神戸営業所、関西支店
工場	錦工場、オートプラザラビット名古屋北店、オートプラザラビット稲沢本店、稲沢工場、犬山工場、名港工場、弥富物流センター、豊田工場、オートプラザラビット豊田上郷店、上丘物流倉庫、オートプラザラビット刈谷店

### ② 子会社

ビジネスピープル株式会社（名古屋市）、株式会社スーパージャンボ（名古屋市）、KIMURA, INC.（米国）、天津木村進和物流有限公司（中国）、広州広汽木村進和倉庫有限公司（中国）

## 国内・海外の拠点 (2022年3月31日現在)



## (9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
2,429人	62人減

(注1) 上記のほか、臨時社員が806人おります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,592人	41人減	43歳	18年

(注1) 上記のほか、臨時社員が689人おります。

## (10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	2,000百万円

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,750,000株 (自己株式1,749株を含む。)
- (3) 株主数 16,087名

#### (4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
木村株式会社	3,025	25.7
豊田通商株式会社	1,000	8.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	404	3.4
絲丹株式会社	388	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	384	3.2
木村 幸夫	348	2.9
木村 昭二	336	2.8
株式会社三菱UFJ銀行	330	2.8
キムラユニティー社員持株会	266	2.2
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	217	1.8

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、2022年6月30日を基準日、同年7月1日を効力発生日として、基準日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。また、上記の株式分割に伴い、同日の取締役会において、同年7月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を30,000,000株から60,000,000株とする定款変更を決議いたしました。

##### ご参考 株式分割及び定款一部変更について

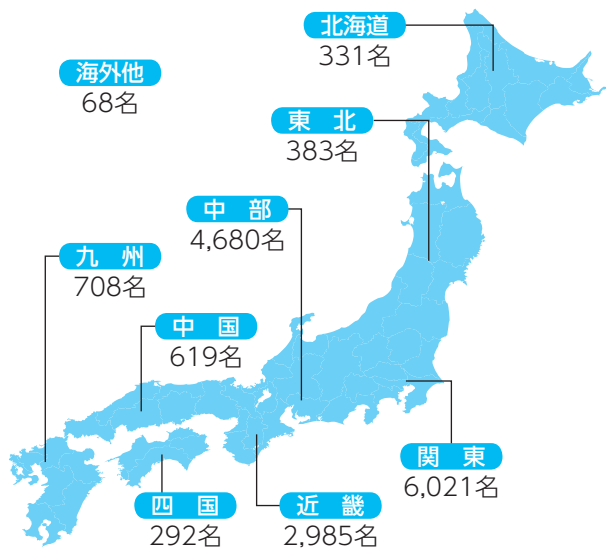
投資単位あたりの金額を引き下げ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため株式分割を決定いたしました。

- ▶ 株式分割比率 1：2
- ▶ 基準日 2022年6月30日
- ▶ 効力発生日 2022年7月1日

なお、今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

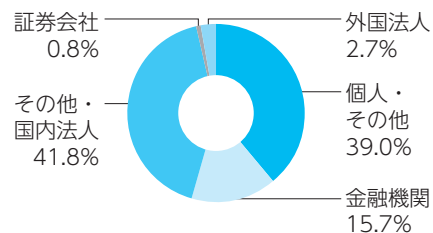
変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000株</u> とする。

## 地域別株主数

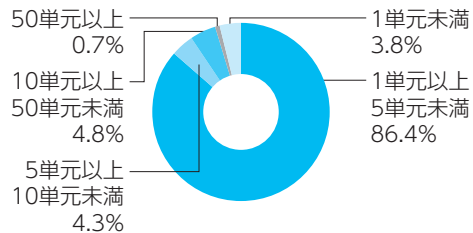


## 株式の分布状況

### 所有者別株式数割合



### 所有数別株主数割合



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
*取締役会長	木村 幸夫	
*取締役社長	成瀬 茂広	
取締役副社長	木下 毅司	グループ生産・安全・品質担当、LS事業本部長、SQ推進本部長、IS事業部担当、LS事業本部 物流企画部担当
取締役副社長	小山 幸弘	管理本部長、企画・管理推進本部長、女性活躍推進担当、KIMURA, INC. CEO
常務取締役	飯永 晃一	TCS事業本部長、TCS事業本部 TCS総括部担当
取締役相談役	木村 昭二	
取締役	木村 忠昭	
取締役	平野 善得	公認会計士
取締役	江山 純	豊田通商株式会社 グローバル部品・ロジスティックス本部CEO
常勤監査役	吉村 真	
監査役	堀口 久	弁護士
監査役	小野田 誓	公認会計士、税理士
監査役	安井 秀樹	税理士

(注1) \*印は、代表取締役であります。

(注2) 取締役平野善得氏及び江山純氏は、社外取締役であります。

(注3) 取締役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。取締役江山純氏は、豊田通商株式会社のグローバル部品・ロジスティックス本部CEOであり、豊田通商株式会社と当社は、2000年12月に主として海外における物流事業等の展開を目的として業務提携及び2001年4月に資本提携をしております。

(注4) 監査役堀口久氏、小野田誓氏及び安井秀樹氏は、社外監査役であります。

(注5) 監査役小野田誓氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役安井秀樹氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注6) 当社は、取締役平野善得氏、江山純氏、監査役堀口久氏、小野田誓氏及び安井秀樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(注7) 2022年4月1日をもって、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
木下 毅司	グループ生産・安全・品質担当、LS事業本部長、SQ推進本部長、IS事業部担当、LS事業本部 海外事業室担当	グループ生産・安全・品質担当、LS事業本部長、SQ推進本部長、IS事業部担当、LS事業本部 物流企画部担当

(注8) I S：インフォメーションサービスの略です。

S Q：セーフティー&クオリティー（安全・品質）の略です。

L S：ロジスティクスサービスの略です。

TCS：トータルカーサービスの略です。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであります。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	238,180千円 (10,700千円)	204,180千円 (7,200千円)	34,000千円 (3,500千円)	10名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	32,760千円 (16,500千円)	26,760千円 (12,600千円)	6,000千円 (3,900千円)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	270,940千円 (27,200千円)	230,940千円 (19,800千円)	40,000千円 (7,400千円)	14名 (6名)

(注1) 上表には、2021年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(注2) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1992年3月31日開催の取締役会において、決議されました「取締役及び監査役報酬内規」（以下、内規という）に基づき、世間水準及び経営内容、従業員給与等を勘案し、過半数を社外役員（社外取締役及び社外監査役）で構成する指名・報酬諮問委員会（2021年12月23日設置）の意見等を踏まえて、決定しております。取締役の報酬に係る指標の選定理由としましては、取締役の報酬と当社の企業価値を連動させ、中期経営計画の財務指標における財務目標達成に向けた意欲を高めるためであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針（以下の「内規に基づく、a. 基本報酬（役員報酬）、b. 業績連動報酬等（役員賞与）」）と整合していることや沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本報酬（役員報酬）

上記「内規」に基づき、月例の固定報酬とし、取締役基礎額・経営役員手当・代表取締役手当・業務能力手当・業績、成果手当等それぞれ算定しております。

##### b. 業績連動報酬等（役員賞与）

上記「内規」に基づき、取締役・監査役の報酬枠内で、会社グループの営業成績に応じて、取締役賞与、監査役賞与に分けて取締役会の決議により決定をしております。役員賞与の額は、連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益及び単体の経常利益・当期純利益の業績（23頁の財産及び損益の状況の推移）と担当部門等の業績（21頁から22頁の事業区分別売上状況）、方針執行度合いを勘案し、管理本部長が算定し、代表取締役が、個人別の配分を決定しております。また、監査役については、監査役全員の同意により監査役会で決定しております。

#### ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額4億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。監査役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第28回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

#### 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、過半数を社外役員（社外取締役及び社外監査役）で構成する指名・報酬諮問委員会（2021年12月23日設置）の意見等を聴取した上で、各取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役会長木村幸夫及び代表取締役社長成瀬茂広に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	平野 善得	14回中14回 (100%)		公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っており、特に各事業に係る収益や投資案件について適宜必要な発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしております。
	江山 純	11回中10回 (91%)		豊富な企業経営経験や高い見識から取締役会の決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、特に物流サービス事業の事業戦略について適宜必要な発言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮し、適切な役割を果たしております。
地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外監査役	堀口 久	14回中13回 (93%)	15回中15回 (100%)	弁護士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	小野田 誓	14回中14回 (100%)	15回中15回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
	安井 秀樹	14回中13回 (93%)	15回中15回 (100%)	税理士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行うなど、監査機能を十分に発揮しております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	39,600千円
② 上記の業務以外の業務に係る報酬の額	2,472千円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,072千円

(注1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(注2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容は、海外業務の支援等のコンサルティングであります。

(注3) 在外子会社の3社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査等を受けております。

(注4) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,157</b>
現金及び預金	8,688
受取手形	1,505
売掛金	8,770
契約資産	21
リース投資資産	7,497
商品及び製品	430
仕掛品	31
原材料及び貯蔵品	337
その他	875
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>27,867</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,260</b>
建物及び構築物	8,508
機械装置及び運搬具	526
賃貸資産	467
土地	6,813
リース資産	664
その他	1,279
<b>無形固定資産</b>	<b>1,175</b>
のれん	29
その他	1,146
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,430</b>
投資有価証券	5,313
保証金	1,311
長期前払費用	600
繰延税金資産	172
その他	1,075
貸倒引当金	△42
<b>資産合計</b>	<b>56,024</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>12,567</b>
買掛金	1,319
短期借入金	845
一年内返済予定の長期借入金	1,000
未払金	3,049
未払費用	2,720
リース債務	481
未払法人税等	787
賞与引当金	1,266
役員賞与引当金	40
その他	1,057
<b>固定負債</b>	<b>9,937</b>
長期借入金	3,000
長期未払金	4,728
再評価に係る繰延税金負債	874
リース債務	1,013
繰延税金負債	118
その他	201
<b>負債合計</b>	<b>22,505</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>29,717</b>
資本金	3,580
資本剰余金	3,414
利益剰余金	22,725
自己株式	△2
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,252</b>
その他有価証券評価差額金	1,593
土地再評価差額金	534
為替換算調整勘定	528
退職給付に係る調整累計額	△403
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,549</b>
<b>純資産合計</b>	<b>33,519</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>56,024</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	57,082
売上原価	46,764
<b>売上総利益</b>	<b>10,317</b>
販売費及び一般管理費	7,379
<b>営業利益</b>	<b>2,938</b>
<b>営業外収益</b>	<b>815</b>
受取利息	71
受取配当金	71
持分法による投資利益	372
為替差益	226
その他の営業外収益	73
<b>営業外費用</b>	<b>83</b>
支払利息	69
貸倒損失	0
その他の営業外費用	14
<b>経常利益</b>	<b>3,670</b>
<b>特別利益</b>	<b>82</b>
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	77
<b>特別損失</b>	<b>179</b>
固定資産除売却損	20
減損損失	157
その他の特別損失	2
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>3,573</b>
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	△2
<b>当期純利益</b>	<b>2,430</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	249
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,181</b>

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,628</b>
現金預金	4,735
受取手形	1,505
売掛金	6,517
契約資産	21
リース投資資産	7,398
商品	55
製品	33
原材料	200
仕掛品	31
貯蔵品	14
前払費用	327
未収入金	753
その他	35
貸倒引当金	△0
<b>固定資産</b>	<b>26,942</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,601</b>
建物	4,252
構築物	127
機械及び装置	201
車両運搬具	129
工具・器具及び備品	302
賃貸資産	467
土地	6,452
リース資産	664
建設仮勘定	3
<b>無形固定資産</b>	<b>763</b>
借地権	46
ソフトウェア	685
その他	31
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,577</b>
投資有価証券	2,911
関係会社株式	3,479
関係会社出資金	2,189
関係会社長期貸付金	2,135
関係会社保証金	203
破産更生債権等	3
長期前払費用	598
前払年金費用	890
その他	1,171
貸倒引当金	△5
<b>資産合計</b>	<b>48,570</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>9,555</b>
買掛金	1,129
一年内返済予定の長期借入金	1,000
リース債務	287
未払金	2,550
未払費用	2,023
未払法人税等	689
未払消費税等	521
前受金	97
預り金	264
賞与引当金	951
役員賞与引当金	40
<b>固定負債</b>	<b>10,008</b>
長期借入金	3,000
関係会社長期借入金	190
預り保証金	102
長期リース債務	796
長期未払金	4,728
繰延税金負債	226
再評価に係る繰延税金負債	874
資産除去債務	89
<b>負債合計</b>	<b>19,563</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>26,879</b>
資本金	3,580
資本剰余金	3,390
資本準備金	3,390
利益剰余金	19,911
利益準備金	667
その他利益剰余金	19,243
別途積立金	16,200
繰越利益剰余金	3,043
自己株式	△2
評価・換算差額等	2,128
その他有価証券評価差額金	1,593
土地再評価差額金	534
<b>純資産合計</b>	<b>29,007</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>48,570</b>



## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	46,495
売上原価	38,223
<b>売上総利益</b>	<b>8,271</b>
販売費及び一般管理費	6,262
<b>営業利益</b>	<b>2,009</b>
<b>営業外収益</b>	<b>784</b>
受取利息	39
受取配当金	523
為替差益	176
その他の営業外収益	44
<b>営業外費用</b>	<b>43</b>
支払利息	34
その他の営業外費用	8
<b>経常利益</b>	<b>2,750</b>
<b>特別利益</b>	<b>81</b>
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	77
<b>特別損失</b>	<b>178</b>
固定資産除売却損	18
減損損失	157
その他の特別損失	2
<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,654</b>
法人税、住民税及び事業税	936
法人税等調整額	△95
<b>当期純利益</b>	<b>1,813</b>

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

キムラユニティー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 寿佳  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キムラユニティー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。  
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キムラユニティー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。  
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。  
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。  
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。  
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。  
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。  
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。  
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

キムラユニティー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 名古屋事務所	トーマツ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 寿佳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キムラユニティー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

キムラユニティー株式会社 監査役会

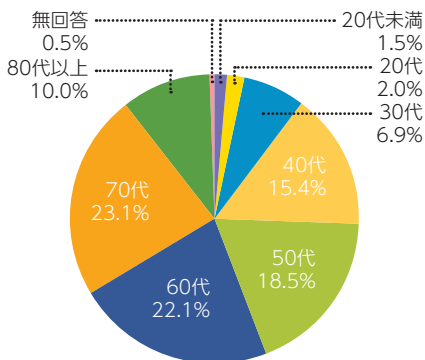
常勤監査役 吉村 真 ㊞  
社外監査役 堀口 久 ㊞  
社外監査役 小野田 誓 ㊞  
社外監査役 安井 秀樹 ㊞

以 上

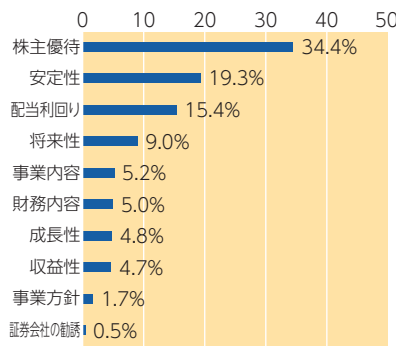
# 株主アンケートについて

2021年11月に実施させていただきました「第39回キムラユニティーからのアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。2,538名の方からご返送いただき、回答率は17.4%となりました。大変多くの株主の皆様にご回答いただき、厚く御礼申し上げます。ここにアンケート結果の一部を報告いたします。

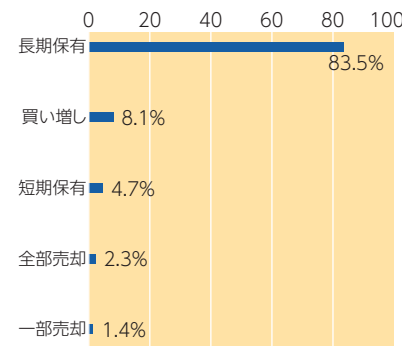
## ■ご回答いただいた株主様の年齢



## ■当社株式購入理由（複数回答）



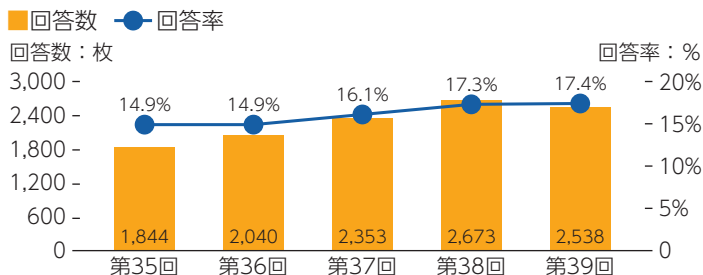
## ■当社株式保有方針（複数回答）



## ■株主アンケート 回答推移

株主アンケートは、1999年から開始して、今回で39回目の実施となりました。今後も株主アンケートを継続して行い、株主様からの貴重なご意見を経営に活かすとともに、株主様とのコミュニケーションの活性化に繋げてまいりますので、株主アンケートのご協力をお願いいたします。

### 株主アンケート回答推移



## 業種別ランキング「最優秀サイト」4年連続受賞

当社ホームページが日興アイ・アール株式会社様が行っている「2021年度全上場企業ホームページ充実度ランキング調査」において、業種別ランキングで「最優秀サイト」に4年連続で選ばれました。今後も当社グループに関するさまざまな情報をタイムリーに配信してまいります。ぜひご覧ください。

<https://www.kimura-unity.co.jp/>

【コーポレートサイト】



【投資家情報サイト】



## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会開催期	6月
株主確定基準日	(1)定時株主総会 3月31日 (2)期末配当 3月31日 (3)中間配当 9月30日
公告掲載URL	<a href="https://www.kimura-unity.co.jp/">https://www.kimura-unity.co.jp/</a>
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL:0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店 及び全国各支店で行っております。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場 名古屋証券取引所プレミアム市場
証券コード	9368
URL	<a href="https://www.kimura-unity.co.jp/">https://www.kimura-unity.co.jp/</a>

## お知らせ

- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について  
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払いについて  
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

## 株主優待制度

回数	年2回
対象	毎年3月31日現在及び9月30日現在の 100株以上保有する株主様



株式分割前の株主優待内容を記載しております。

所有株式数	保有年数	優待内容		
		基本	長期優遇	合計
100株以上 500株未満	設定なし	お米券 2kg		お米券 2kg
500株以上 1,000株未満	2年未満	お米券 3kg		お米券 3kg
	2年以上	お米券 3kg	お米券 2kg	お米券 5kg
1,000株以上	2年未満	お米券 5kg		お米券 5kg
	2年以上	お米券 5kg	お米券 2kg	お米券 7kg

長期優遇とは、中間期末日及び期末日の株主名簿に同一株主番号で連続5回以上記載又は記録されることをいいます。

メ モ

Blank lined area for notes, consisting of 20 horizontal dashed lines.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

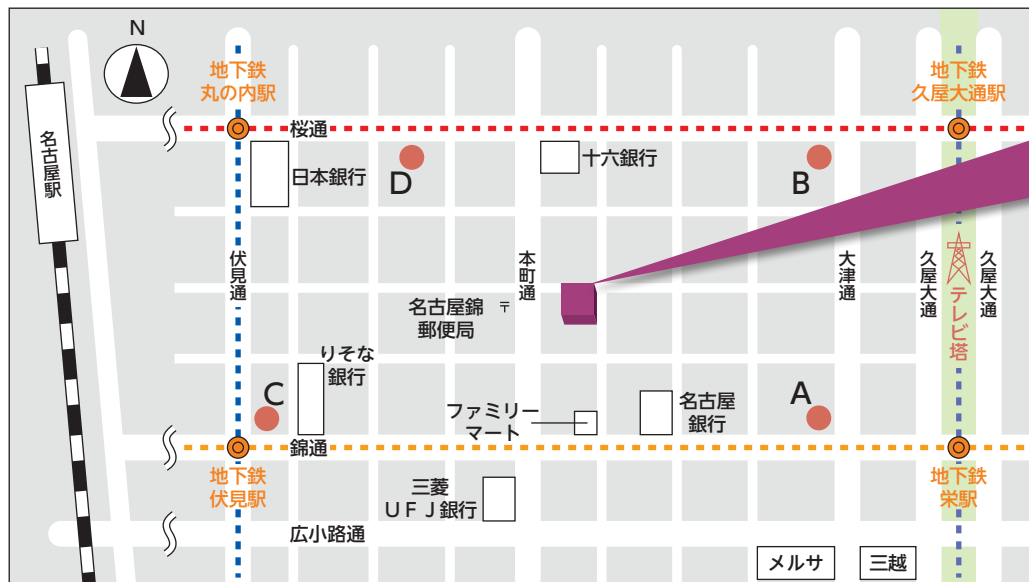
ご参考



# 株主総会 会場ご案内図

**日時** 2022年6月22日（水曜日）午前10時 [受付開始] 午前9時

**会場** 名古屋市中区錦三丁目11番13号  
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階「栄の間」



ホテル名古屋  
ガーデンパレス

- 交通**
- A. 地下鉄「栄駅」1番出口から徒歩約5分（東山線・名城線）
  - B. 地下鉄「久屋大通駅」4番出口から徒歩約5分（名城線・桜通線）
  - C. 地下鉄「伏見駅」1番出口から徒歩約8分（東山線・鶴舞線）
  - D. 地下鉄「丸の内駅」5番出口から徒歩約5分（桜通線・鶴舞線）

駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますよう、  
お願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

